

2021 年 10 月 12 日

日本医学会分科会 事務局御中

日 本 医 学 会

「感染症危機管理専門家養成プログラム：Infectious Disease Emergency Specialist Training Program (IDES)」採用案内について（周知依頼）

平素より、本会の事業推進にご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、令和 3 年 10 月 11 日付にて、厚生労働省健康局結核感染症課より、別添の通り、「感染症危機管理専門家養成プログラム：Infectious Disease Emergency Specialist Training Program (IDES)」採用案内について周知依頼がありましたので、貴学会の会員各位に周知の程よろしく申し上げます。

関連 URL は下記の通りです。

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/ides/index.html

なお、詳細は、厚生労働省健康局結核感染症課 担当【杉原、金川氏 電話：03-3595-2257】にお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

日本医学会事務局 森田
Tel 03-3946-2121(内 3241)
Fax 03-3942-6517
mail:ymorita@po.med.or.jp

令和3年10月11日

日本医学会御中

厚生労働省健康局結核感染症課

「感染症危機管理専門家養成プログラム：Infectious Disease Emergency
Specialist Training Program (IDES)」採用案内について（周知）

近年、新型コロナウイルス感染症をはじめとする様々な新興・再興感染症が出現し、人々の健康に対する世界的な脅威となっています。

こうした、国際的に脅威となる感染症に対する危機管理には、感染症に関する臨床経験や疫学知識のみならず、行政マネジメント能力、国際的な調整能力等、総合的な知識と能力が求められます。同時に、国民の生命と健康をこうした感染症から守るためには、総合的な知識と能力を有する人材を継続的に育成し、国内外で活躍していただくことが不可欠であり、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、その需要は以前にも増して飛躍的に高まっています。

厚生労働省では、平成27年度から国際的に脅威となる感染症の危機管理対応で中心的な役割を担う将来のリーダーを育成するため、関係機関がネットワークをつくり、本プログラムを開設しました。

現在、本プログラムの8期生を募集しております。つきましては、学会員への周知をお願い致します。

＜連絡先＞

厚生労働省健康局結核感染症課

杉原、金川

TEL 03-3595-2257（直通）

感染症危機管理専門家養成プログラム 第8期生 募集要項

詳細については、以下のホームページをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/ides/index.html

1. 目的

2014年の西アフリカにおけるエボラ出血熱の流行を受け、人的な国際貢献を検討する際に、日本国内にそれに対応できる専門家が不足していることが明らかとなった。新興・再興感染症への対策の一環として、感染症の危機管理に対応できる人材の養成を行うことで、人的な国際貢献が可能となる体制を築くとともに、国内での感染症危機管理対応力の強化を図る。

2. 養成プログラムの内容

国内外の感染症危機管理に対応できる人材に必要な、国内外の感染症の知識、行政能力（マネジメント）及び国際的な対応能力を習得できるプログラムとして、以下のようなプログラムの中から、希望者がその専門性に合わせて選択できるものとする。

(1) 国内研修（1年目）

厚生労働省（新型コロナウイルス感染症への対応を含む）、検疫所、国立感染症研究所、国立国際医療研究センター国際感染症センターで勤務する。

(2) 海外研修（2年目）

研修生は、海外機関に12か月程度派遣され、各専門機関が主催する研修プログラムへの参加、調査研究、ガイドラインの作成、関係機関との調整等に携わることによって、国際的なレベルでの行政能力（マネジメント能力）を習得する。

過去に派遣された海外機関の例：世界保健機関（WHO）等の国際機関、米国保健福祉省（HHS）、イングランド公衆衛生庁（PHE）、その他諸外国保健省等

(3) 国内研修（3年目）

研修生は、海外派遣の後に、本人の希望等に応じて、一定期間（0～12か月程度）、厚生労働省で勤務する。

3. 募集要項

(1) 採用スケジュール

9月～10月 募集

10月 書類審査

11月 選考委員会、面接

1月 内示

2月 採用通知、書類の準備

4月1日 辞令交付、研修開始

※研修開始時期について希望がある場合は、相談にて調整可能

(2) 選考基準

募集要項上の要件を満たしていること

感染症分野で勤務・研修の経験があること

将来、感染症危機管理事案への対応に協力する意向があること

(3) 募集要項

ア) 対象

国際的に脅威となる感染症の危機管理オペレーションに関心があり、プログラム終了後もこの領域で働く意思のある者。

イ) 要件

- ・日本国籍を有し、日本国の医師免許を取得しており、卒後臨床研修を含め約3年以上の臨床又は公衆衛生の経験を有する者
- ・海外の行政機関等で勤務するのに十分な英語力を有する者

ウ) 応募書類

履歴書（写真貼付）1通、医師免許証（写）1通、推薦状 1通、語学力に関する書類、志望動機に関する1,000字程度のレポート

エ) 提出先

書類提出先（書類は書留郵便で送付してください。）

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

厚生労働省健康局結核感染症課 感染症危機管理専門家養成担当

オ) 応募期間

令和3年9月1日～10月22日（当日消印有効）

カ) 選考方法、日時・場所

一次審査：書類審査

二次審査：人物試験（面接）厚生労働省内（詳細は担当者から伝える）

キ) 採用内定通知

厚生労働省より随時本人に通知

ク) 連絡先・その他

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号中央合同庁舎第5号館

厚生労働省健康局結核感染症課 感染症危機管理専門家養成担当

kansensho@mhlw.go.jp

TEL 03-5253-1111（内線 2372, 2373）・03-3595-2257（夜間直通） FAX 03-3581-6251

(4) 身分・処遇等

ア) 研修期間

令和4年4月～令和6年3月(24ヶ月)

(2年目の派遣機関によっては、修了時期が異なる場合がある。また、海外派遣の後に、本人の希望等に応じて、一年を超えない一定期間、厚生労働省で勤務する場合もある。)

イ) 身分

国家公務員

ウ) 給与

「一般職の職員の給与に関する法律」に基づき、行政職俸給表（一）又は医療職俸給表（一）を適用し、経験等を考慮の上、決定。その他、同法の規定による諸手当（初任給調整手当、通勤手当等）の支給

エ) 勤務時間

1週間あたり 38 時間 45 分、週休 2 日制（祝日、週末に検疫業務を行う機会がある）

オ) 兼業

大学院の所属は可。申請により兼業が認められる場合もある。

カ) 修了認定

「厚生労働大臣」名での修了証を交付

修了者は、原則として厚生労働省において登録を行い、感染症危機事案発生の際に対応に従事する専門家候補者となる。